

船橋市職員退職手当支給条例施行規則運用基準

船橋市職員退職手当支給条例施行規則（平成9年船橋市規則第70号。以下「規則」という。）別表第1及び別表第2の各区分の適用を受ける者のうち市長が定めるものを次のように定める。

- 1 規則別表第1第5号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 第5号区分の項第2号に規定する市長の定めるものは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号。以下「給与条例」という。）第10条に規定する教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の10であったもの（市長が定める職員に限る。）とする。
 - (2) 第5号区分の項第3号に規定する市長の定めるものは、給与条例第10条に規定する医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、管理職手当支給規則別表第1に掲げる区分の欄において11種に該当したものとする。
- 2 規則別表第1第6号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 第6号区分の項第3号に規定する市長の定めるものは、給与条例第10条に規定する教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の5であったもの（市長が定める職員に限る。）とする。
 - (2) 第6号区分の項第4号に規定する市長の定めるものは、給与条例第10条に規定する医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の5であったものであり、かつ、経験年数が、医大卒9年を超えるものとする。
- 3 規則別表第1第7号区分の項第3号に規定する市長の定めるものは、次のとおりとする。

給与条例第10条に規定する教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の5であったもの（市長が定める職員に限る。）とする。

- 4 規則別表第2第1号区分の項第2号に規定する市長の定めるものは、次のとおりとする。

平成21年3月31日に適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第10条に規定する医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成21年3月31日に適用されていた管理職手当の支給に関する規則（昭和46年船橋市規則第9号。以下「改正前の管理職手当支給規則」という。）別表第1に掲げる区分の欄において1種に該当したものとする。

- 5 規則別表第2第5号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次のとおりとする。

(1) 第5号区分の項第2号に規定する市長の定めるものは、改正前の給与条例第10条に規定する教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の10であったもの（市長が定める職員に限る。）とする。

(2) 第5号区分の項第3号に規定する市長の定めるものは、改正前の給与条例第10条に規定する医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、改正前の管理職手当支給規則別表第1に掲げる区分の欄において10種に該当したものとする。

(3) 第5号区分の項第4号に規定する市長の定めるものは、改正前の給与条例第10条に規定する医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、改正前の管理職手当支給規則別表第1に掲げる区分の欄において10種に該当したものとする。

- 6 規則別表第2第6号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次のとおりとする。

(1) 第6号区分の項第3号に規定する市長の定めるものは、改正前の給与条例第10条に規定する教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条

第5項に規定する規則で定める割合が100分の5であったもの（市長が定める職員に限る。）とする。

(2) 第6号区分の項第4号に規定する市長の定めるものは、改正前の給与条例第10条に規定する医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の5であったものであり、かつ、経歴年数が、医大卒9年を超えるものとする。

7 規則別表第2第7号区分の項第3号に規定する市長の定めるものは、次のとおりとする。

改正前の給与条例第10条に規定する教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、同条例第28条第1項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる同条第5項に規定する規則で定める割合が100分の5であったもの（市長が定める職員に限る。）とする。

附 則

この運用基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。